千葉県感染症対策審議会設置要綱

(設置)

第1条 本県における結核・感染症発生動向調査事業の適正かつ円滑な実施を図るため、 千葉県感染症対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、次の各号について審議する。
 - ー 感染症対策のあり方に関すること。
 - 二 感染症対策事業の解析・評価に関すること。
 - 三 その他感染症対策に関すること。

(委 員)

- 第3条 審議会は、30名以内の委員をもって構成する。
- 2 委員は、医療、学識経験者、関係団体の代表及び関係行政機関の職員の中から、知事 が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は2年とし再任は妨げない。
- 4 委員に欠員を生じたときの委員の任期は前任者の残任期間とする。 ただし、関係行政機関から任命された委員の任期は、その職の在任期間とする。

(会長)

- 第4条 審議会に会長をおき、会長は委員の互選により選出する。
- 2 会長は、会務を総括し、会を代表する。
- 3 会長が欠け、または会長に事故がある時は、あらかじめ会長が指名した委員がその 職務を行う。

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集し、審議会の議長は会長が務める。
- 2 審議会は、過半数以上の委員が出席しなければ開催することができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、審議会に関係者を出席させることができる。

(部会)

- 第6条 専門的な事項を検討するために必要があると認めるときは、審議会に部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
- 2 部会の委員は、別に定めるところにより、会長が任命する。
- 3 その他、部会の運営に関して必要な事項は、別に定めるところによる。

(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部疾病対策課において処理する。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
- 附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。